

通学区域（お住まいの校区）の学校を選択する場合

●必要な手続き（2ページのスケジュールもご参照ください）

①希望調査票を区役所に提出…～10月31日（水）

55ページの記入例を参照しながら同封の希望調査票を記入し、区役所窓口サービス課まで郵送もしくは持参で提出してください。10月31日（水） 締切・必着です。

②希望調査結果の通知を確認…11月中旬

ご提出いただいた希望調査票の内容を確認していただくため、区役所より希望調査結果を通知します。

ご希望通りの学校が選択されているか確認してください。

もし間違いがあったり、11月12日（月）になっても通知がない場合は、必ず区役所窓口サービス課までご連絡ください（電話06-4399-9963）。

③希望変更の申請…11月12日（月）～16日（金）

この期間が希望する学校を変更する最後の機会となります。

もし通学区域以外の学校を選択しなおす場合は4ページの③希望変更の申請にお進みください。

④～⑤は関係ありません。（区役所が行う業務です）

⑥指定校の通知（就学通知書）…12月下旬

区役所から就学通知書が送付されます。

1～2月頃…各小・中学校で入学前説明会が開催されますので参加してください。

通学区域（お住まいの校区）以外の学校を選択する場合

●留意点

次の点に留意し、ご本人を含めご家族でよく相談し、学校を選択してください。

- 希望変更申請期間（2ページの③）終了後、希望校を変更・辞退することはできません。
- 通学区域以外の学校が指定校となった後は、通学区域の学校へ戻ることはできません。
- 通学区域以外の小学校に入学しても、中学校に進学する際の「通学区域の中学校」は、「通っていた小学校の進学中学校」ではなくあくまでも「通学区域（お住まいの校区）の中学校」です。「通っていた小学校の進学中学校」に優先的に進学することはできません。
- 兄、姉が通学区域以外の小・中学校に在学していても、弟、妹がその学校に優先的に入学することはできません。
- 子どもを安全に通学させる責任は保護者にあります。市立小・中学校の通学手段は原則徒歩であり、自転車の利用は禁止です。通学区域以外の学校を選択する際は、自宅から希望校まで歩くなど、各ご家庭で通学経路・集団登校の取り扱い・時間等をご確認ください。そのうえで、通学の負担や安全等を考慮し、学校のルールにそって卒業まで無理なく通学できる学校を保護者の責任において選択してください。
- 学校案内や各学校のホームページ、学校公開・学校説明会で正しい情報を得るようにしてください。
- 市立の学校には教員の人事異動があります。人事異動により学校の特色や部活動（学校案内に記載の部活動は平成30年度のものです）の内容等に変更が生じることがあります。
- 学校行事や地域行事、PTA活動などに積極的に協力する意識をもって学校を選択してください。